

他目的使用並びに手数料徴収規程

第 1 章 総 則

第 1 条 定款第 4 条第 2 項の規定により、この土地改良区が行なう事業の目的を妨げない範囲内で、土地改良施設(以下「施設」という。)を他の目的に、使用される場合については法令その他別段の定めがあるものを除く外、この規程の定めるところによる。

第 2 条 この規程において、施設とは、次に掲げるものをいう。

1. この土地改良区が管理する用排水路、堤塘、農道、井堰、橋梁等。

第 2 章 施 設 の 使 用

第 3 条 前条の施設を使用する時は、下記事項を記載した申請背書を理事長に提出し、その承諾を受けなければならない。

- (1) 使用の目的
 - (2) 使用場所及び面積並びに図面
 - (3) 使用期間
 - (4) 工 期
 - (5) 使用方法に関する計画書及び図面
 - (6) その他必要な事項
2. 前項の申請には、身元確実な保証人 2 人連署しなければならない。
 3. 保証人は、申請人と連帯して使用に関するすべての義務を負担しなければならない。

第 4 条 施設の使用を承認したときは、当該施設を使用するもの(以下「使用者」という。)から施設の、使用の目的等に合わせ、別表第 1 号表により使用料を徴収する。

但し、次の各号に該当するときは、使用を減免することができる。

- (1) 国、府県又は、この土地改良区区域の所属する地方公共団体において、直接その事業のため使用するとき。
- (2) 理事会又は総代会において、減免を議決したとき。

第 5 条 浄化槽設置により、処理水を放流するため、施設を使用する時は、使用者は、承認条件を厳守するとともに別表第 1 号表により、使用料を納付しなければならない。

第 6 条 施設の利用者は全て、承認条件を厳守し、この土地改良区に対し、不利益な行為をしてはならない。不利益な行為及び事業に支障となる場合は、保証人と連帯して、その一切の責任を負うものとする。

第 7 条 使用者が、次の各号の 1 に該当するときは、理事長は使用者に対し、使用の承認を

取消することが出来る。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、この土地改良区は、一切その責任を負わない。

- (1) 使用の目的に違背したとき。
- (2) 本規程に違背したとき。
- (3) この土地改良区において、直接これを使用する必要性が生じたとき。
- (4) この土地改良区の承認を得ないで使用権を第三者に譲渡し、又は、この土地改良区に対し、不利益な行為があったとき。
- (5) 使用条件を守らないとき。
- (6) 治水利水上、公害を及ぼし、若しくは、危険の恐れがあると認めたとき。

第 8 条 この土地改良区が使用者に対し、使用の承認を取消したるときは、速やかに原形に復旧して返還するものとする。

第 9 条 使用者は、次の各号に該当する事項が生じたときは、直ちに理事長に届出、その指示を受けなければならない。

- (1) 使用者の住所、氏名等に変更があったとき。
 - (2) 使用者が死亡したとき。
 - (3) 使用法人が解散したとき。
 - (4) 使用者が使用を中止したとき。
2. 前項第 2 号及び第 3 号の届出義務者は相続人または、清算人とする。

第 10 条 この規程に定めない事項及び使用料は、その都度理事長が調査決定する。

第 3 章 使 用 料

第 11 条 第 4 条及び第 5 条により承認したときは、別表 1 号表に定める金額を使用料として、毎年度これを徴収する。

第 12 条 使用料は、次の区分により毎年 4 月末日までにこれを前納する。

1. 使用期間 1 年以上のものは、その年の 4 月より翌年 3 月に至る 1 ヶ年分、年度途中において承認を受けたものは、その承認のあった日から、月割をもって起算する。
2. 使用期間は、1 ヶ年未満のものは、月割をもって起算する。
但し、1 ヶ月に満たない日数は、これを 1 ヶ月とする。

第 13 条 会社、工場並びに、これに類する建物を目的とする敷地等の排水については、水路使用料として、別表第 1 号表に定める金額を毎年納付する。

第 14 条 第 11 条及び第 13 条に定める施設使用料については、関係支部の予算費目に収入するものとする。尚、支出については、支部が維持管理する土地改良施設の地元負担金に充当するものとする。

第 4 章 手 数 料

第 15 条 本土地改良が、徴収する手数料は、別段の定めがある場合を除き、この規程による。

第 16 条 手数料は、次のとおりとする。

1. この土地改良区の発行する諸種の証明書 1 件につき 5,000 円。
2. 浄化槽設置に伴う承諾書交付手数料 1 件につき 5,000 円。
3. 住宅地造成事業等の認可申請に関する同意書発行に関する手数料は 1 件につき 5,000 円。
4. 農地法施行規則第 4 条及び第 5 条の規程に基づく各種意見書並びに証明書 1 筆につき 1,000 円。

第 17 条 国、府県又は、この土地改良区、区域の所属する地方公共団体より公共のため、必要とする前条の手数料は、減免することができる。

第 18 条 既納の使用料及び手数料は、返還しない。但し、この土地改良区の必要により、使用施設を返還した場合は、既納使用料は、返納するものとする。

附 則

1. この規程は、昭和 56 年 6 月 10 日より施行する。
1. この規程改正は、昭和 60 年 4 月 1 日より施行する。
1. この規程改正は、平成 2 年 4 月 1 日より施行する。
1. この規程改正は、平成 3 年 4 月 1 日より施行する。
1. この規程改正は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。
1. この規程改正は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。
1. この規程改正は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
1. この規程改正は、平成 29 年 9 月 15 日より施行する。

土地改良施設の他目的使用並びに手数料

別表第1号表

区 分	基 礎	期 限	金 額(円)	備 考		
浄 化 槽	5人槽	一時金	50,000			
	6人槽	一時金	60,000			
	7人槽	一時金	70,000			
	8人槽	一時金	80,000			
	9人槽	一時金	90,000			
	10人槽	一時金	100,000			
	11~14人槽	一時金	150,000			
	15~19人槽	一時金	200,000			
	20~29人槽	一時金	300,000			
	30~39人槽	一時金	400,000			
	40~49人槽	一時金	500,000			
	50人槽以上	一時金	各支部で定める金額			
家庭雑排水 放流同意料		一世帯	一時金	15,000	新築時 (農地転用後)	
水路維持管理 協力金	一般家庭	浄化槽未設置	一世帯	毎年	3,000	これを上限とする
		単独浄化槽設置	一世帯	毎年	4,000	これを上限とする
		合併浄化槽設置	一世帯	毎年	2,000	これを上限とする
		下水道処理完備	一世帯	毎年	1,000	これを上限とする
	会社事業所等	浄化槽未設置	一事業所	毎年	各支部で定める金額	
		単独浄化槽設置	一事業所	毎年	各支部で定める金額	
		合併浄化槽設置	一事業所	毎年	各支部で定める金額	
		下水道処理完備	一事業所	毎年	各支部で定める金額	
床版及び永久工作物		1㎡当	一時金	10,000		
管 埋 設		1m当	一時金	1,000	縦横断1件 15,000円	
広 告 物		1㎡当	毎年	3,000~5,000	広告面積	
電 柱		1本当	一時金	コンクリート5,000 木柱 3,000 控柱(線)2,000	注)毎年の使用料は、電力・電話会社の定める金額	
堤 塘		1㎡当	一時金	150		

1.この規程(別表第1号表)は、昭和56年6月10日より施行する。

1.この規程(別表第1号表)改正は、平成14年4月1日より施行する。

1.この規程(別表第1号表)改正は、昭和60年4月1日より施行する。

1.この規程(別表第1号表)改正は、平成20年4月1日より施行する。

1.この規程(別表第1号表)改正は、平成2年4月1日より施行する。

1.この規程(別表第1号表)改正は、平成24年4月1日より施行する。

1.この規程(別表第1号表)改正は、平成3年4月1日より施行する。

1.この規程(別表第1号表)改正は、平成25年4月1日より施行する。